

第 21 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 1 時 30 分
会 場 高郷総合支所 大会議室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 43 号 会務報告について

報告第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 45 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について

報告第 46 号 専決処分の承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 116 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 118 号 現況確認証明申請について

議案第 119 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 120 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ、また、稀に見る暑さということで、そういう中でも第21回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがと

うございます。気象庁から向こう1ヶ月、また3ヶ月の予報が発表になりました。この1ヶ月の予報の中では、もう1週間くらい、猛暑日に近い高温になるのではないかとということで、言っております。それから3ヶ月予報では、11月まで東北ブロックは平年よりやや高いということで、福島の方は暑い日が続きそうです。稲作については、高温ということになりますと高温障害が出てしまうのではないかとということで、心配な部分があります。これから米どころの地域の9、10月ということで、本格的に稲刈りが始まります。価格の数字にどのようなことになるのかということで、JA全農福島が例年9月8日に概算金の発表がございます。また、今月は地域計画の見直しに係る説明会がございます。暑い中大変皆さんにはご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いしたいと思います。あと令和8年度の農業施策に関する意見書が来週月曜日に常設審議委員会で決定されます。それをもって、県知事に提出されることになります。

本日の総会には、報告4件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第21回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 菊地善一郎委員、4番 二瓶崇委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第43号 会務報告について」、「報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第45号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」、「報告第46号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第43号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

報告第45号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第46号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第46号 専決処分の承認を求めることについてのNo.1については、3番 菊地善一郎委員、No.2については、16番 渡部信夫委員、No.3については、14番 横山敏光委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔報告第46号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。地域計画の除外に係る現地調査の報告をいたします。去る7月28日 月曜日午前9時15分ころより、現地において申請人の合同会社〇〇〇、〇〇〇氏の代理人〇〇〇行政書士、渡部農業委員と私、事務局より小林次長の4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当該地は喜多方、岩月地域計画内で集落は〇〇〇です。先日、〇〇〇集落との協議を行い、地域計画の変更について了解を得たものとなっております。申請者は、申請地の南側に隣接する古民家を購入しましたが、駐車スペースがなく、古民家をリフォームしてシェアハウスとして営業したい計画ですが、駐車スペースがないため、地域計画から除外してからの転用申請となっております。地目は田で390㎡、土盛りを行い、車4台分を確保したい計画です。駐車場は舗装はせず、砂利を敷き完成させる予定だということでもあります。雨水は地下浸透させるということでございます。降雪につきましては、東側の方に片づける予定ですが、申請地の東側と北側には別の土地の所有者がおり、その土地への砂利、雪などの流入は起さないようにということで、行政書士の方に話しをして確認をしました。また、申請地の北側には水路がありまして、ここにも砂利、雪の流入を起さないように話し

をして確認をしました。以上のことから周辺農地への影響はないと思われ、今回の申請については問題ないと判断いたしました。以上です。

○渡部信夫委員

〔報告第46号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。地域計画からの除外案件No.2について、報告します。去る7月28日午前10時ころより申請者である、〇〇〇さん、それから〇〇〇行政書士立ち会いのもと、農業委員会からは菊地善一郎委員、委員渡部、事務局より小林次長にて、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。付属資料の5ページ、6ページをご覧ください。どちらかというとも6ページの方が見やすいですが、6ページの方は方位の方角がズレていますので、6ページの方の左側が北の方角ということです。この場所の赤く示してある所が今回の申請の農地です。申請者は、今般申請地の隣接する図で言いますと下側、方向で言いますと西側に住居があります。この住居を改築するという計画を進めているわけですが、調査したところ農地のままであって接道がないということで、このままでは建築も出来ないし、転用がなされていないということで、今回この申請を行いたいとするものです。この経過につきましては、この農地の道路を隔てた図でいうと上側、方位でいうと東側に申請者の農地があります。その筆と間違えて転用許可を出した過去の経過があったということで、そのままこの方の親御さんは、今の赤い所が転用がなされたと勘違いして、農機具格納庫を建築してしまっていて、今まで来たということです。それらの手続きもその後に間違ったことに気付いて、再度申請を行っておりますが、途中で頓挫したということで今に至っているということでもあります。したがって、この農業用倉庫というのは現存しております。今回の顛末書ということで大変申し訳なかったという顛末書が添付されています。ご覧の様にこの場所につきましては周囲に農地がございませんので、そういったことから今回の地域計画からの除外申請を行った後の転用については問題ないものと思われまます。以上報告を終わります。

○横山敏光委員

〔報告第46号のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。地域計画からの除外案件No. 3 について、去る 7 月25日午後 3 時から現地調査並びに聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者の株式会社〇〇〇の〇〇〇営業部長、土地の所有者 〇〇〇さん、農業委員会からは委員の横山、推進委員の花見貞二さん、事務局の高橋さんが立ち会いをして、現地調査を行ないました。当申請地は、〇〇〇が 7 7 番、7 8 番を買って二軒分の宅地分譲を行うためのものです。現地は、住宅化を前提に区画整理されておりまして、北側、南側は道路、東西の農地だったところには住宅が整然と建っておりまして、周辺は既に宅地化されて農地がないということから、他に影響を与えることはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第43号から報告第46号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。報告の第46号の案件No. 3 についてですが、今ほどご説明がありました、塩川町の案件ですが、質問というよりも、このように市街化の中で、筆としては農地のまま残っているというような住宅に将来なるような区画がこのような形で残っているわけですが、このような農地そのものが地域計画の中に現存しているというのはあるのかなと思います。地域計画というのは、農地をいかにして維持管理して担い手とマッチングして有効に使うかという計画であるのに、こういった所が地域計画内にありますと、いわゆる集落ビジョンの見直しを行って、初めから農振地区でもないし、こういった農地というのは地域計画の中の集落ビジョンに現存する方が問題ではないのかなというふうに思います。ですので、今後

今月それぞれの地区で地域計画のブラッシュアップの説明会がなされていくわけですが、こういった農地で宅地化の待っているような農地については、そもそもやはり除外しておいた方がいいのではなかろうかと思えますので、その辺の位置付けについては、農業振興課と調整をしていただきたいと思えますので、申し上げます。

○議長

はい、事務局

○事務局

当初、地域計画を策定する際に農振白地もすべて地域計画内に入っているものですから、農業振興課さんと話し合いをしながら除く方向で検討したいと思えます。

○議長

渡部委員、よろしいですか。

○渡部信夫委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第43号から報告第46号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第43号から報告第46号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定9件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2からNo.9については、8番 山口久人委員、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、16番 渡部信夫委員、No.3については、4番 二瓶崇委員、No.4については、11番 小林博行委員、No.5については、1番 鈴木隆委員、No.6については、15番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo.1、所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第3条権利設定の案件No.1について、8月6日午前9時ごろから関係者である申請人の〇〇〇さん、〇〇〇市在住であります。それから被設定人の株式会社〇〇〇代表取締役 〇〇〇さん立ち会いのもとで現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。本件は、喜多方産の小麦夏黄金、これを栽培、収穫してラーメンの原料やそれに伴う、6次化商品に活用したいとの思いであります。被設定人は、株式会社〇〇〇が新たに展開する農業法人で種子の調達が可能であれば、今年の秋に作付けを展開したいとのことであります。それに伴いまして、作付前には耕作地及び畦畔の除草はもちろんですが、今までのそばの栽培による混入が心配があ

るので、そういった面を防ぐための土壌改良等も必要な状況であります。現地は基盤整備区域外でありまして作業効率の悪い圃場であります。被設定人の努力により荒廃農地とならないよう管理しますとの契約であります。なお、被設定人には地元協力者ということで、株式会社〇〇〇の工場長で、自分も農家をしております〇〇〇さん、さらには好意にしております農業法人の〇〇〇その方の協力も得ております、以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。なお、用排水等についてもとくに他の耕作者に問題は生じないものと判断をいたしました。

続きまして、農地法第3条所有権移転の案件No.1について、報告をさせていただきます。去る8月4日午前9時ごろから関係者である譲渡人の〇〇〇さん、この方は市〇〇〇勤務でありまして欠席のため、電話で確認をしました。譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもとで、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。譲渡人は、時間もなく耕作管理が出来ないということから、荒廃農地としないために隣地で畑作物の特裁で無農薬ニンニクを作っている方に譲渡することになりました。申請地は効率の悪い場所ですが、譲受人のこれまでの耕作管理を活かして十分に対応出来ると判断をさせていただきました。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。なお、この土地につきましては、決まった道路もなく、自分で畑を潰して車の乗り入れをしているというような所なんです。先ほどの金額で10a当り35万円ということで、条件の良くない土地であります。熱塩街道沿いの村松の中を通っておりますメインの通りの宅地のすぐ西側ということで、その値段になったのかと思います。この件も含めて、前回もありましたが、新たに1ha位の面積を確保出来るので、そこで更にニンニクの栽培をしたいということでありました。特に管理に問題はないと判断をいたしました。以上です。

○山口久人委員

〔権利設定のNo. 2 からNo. 9 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条権利設定の案件No. 2 からNo. 9 について現地調査の結果について報告申し上げます。現場は、附属資料の11と12ページの○○○集落を東に上った所にあります。耕作者は○○○ですすでに耕作がされております。今回の案件は、被設定人が○○○さんで設定人はNo. 2 からNo. 9 までの8名の方の所有地です。8月8日午前10時50分ごろ現地にて、被設定人の○○○株式会社の○○○さん、設定人は8名の内3名、○○○氏、○○○氏、○○○氏の3名の立ち会いのもと庄司委員と小林委員と私で現地調査を行いました。現地は、10筆で約2町4反の農地で、そのうち4筆は既に○○○の管理の中、○○○さんが作付けそばを栽培しており、利用権設定後は残り6筆を借り受け、太陽光発電設備を設置し、その下を利用してそばの栽培を行うということです。隣接地は、営農が行われてなく隣接所有者の同意を得ており、本申請に伴う問題はないと判断いたしました。以上です。

○渡部信夫委員

〔所有権移転の、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の案件No. 2 について、報告いたします。去る8月6日午前9時ごろより、譲受人の○○○さんに立ち会いいただきまして、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の○○○さんは喜多方のご出身ですが、現在は○○○県在住ということで、後日電話にて確認をいたしました。当申請地は、そもそも令和2年6月に29条申請により、農機具格納庫を設置していたものですが、今回は農地として利用したいということで、格納庫は撤去したいとするもので、農地として利用したいとするものです。もともと農地でありますので、周辺の農地、農道、水路等に影響はないものと確認いたしました。なお、売買価格が0円という説明がありましたが、この申請地は以前に譲渡人の○○○さんの被相続人が所有していたころに、譲受人の○○○さんの親族と様々な経過があったことから、事実上は○○○さんが管理をしていたということであ

ります。この農地を〇〇〇さんが相続して現在に至っているということです。0円という価格についての詳細については、議事録に留めるのは適切ではないと思い、詳細な内容は控えさせていただきたいと存じます。以上で報告を終わります。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第3条所有権移転の案件No.3について、ご説明申し上げます。去る8月9日午後1時より譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、県外在住のため電話にて確認いたしました。申請地は〇〇〇さんが令和6年当時に旦那さんより相続したものであります。なお、子供はおりますが、子供の方は相続放棄しております。この申請地は、村親戚であります〇〇〇さんが以前より耕作しておりまして、譲渡人が耕作管理出来ないため、今般譲り渡すものです。また、この他に3反ほど水利が悪いため、稲作が出来ない田んぼがありまして、そこを〇〇〇さんが草刈りなどの管理だけをしております。その管理作業の料金を差し引いた金額で今回の売買価格になっております。譲受人の息子さんが共に作業をしておりますので、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.4について、説明いたします。去る8月8日午後3時半ごろ、現地において申請地の現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。立ち会い人は、譲受人の〇〇〇さん、私と推進委員の須田さん、事務局の高橋副主査の4名であります。譲渡人の〇〇〇さんは、県外在住で来れないということで、文書で〇〇〇さんに委任する旨、提出されております。〇〇〇さんは、〇〇〇村の出身であります。東日本大震災で被害を被り、家族6名で〇〇〇地区の〇〇〇集落に移住する

ことになったということで、現在は自営業でプログラム開発の仕事をやって、リモートワークをしながら野菜栽培に励んでいるということです。現在は3名で住んでいます。申請地は、集落の外れにありまして周辺に水田はなく、そして3枚続きでもあります。そして斜めに所有者の〇〇〇さんから借りて、野菜を作っている現状であります。この度、〇〇〇さんの高齢と体の不調もありまして、管理もままならないということで、売買することになりました。このことは、電話で確認を取りました。対価につきましては、〇〇〇さんにお世話になっているということで、無償でよいとのことでした。よって、本件については周囲は畑地であり水田はなく、周辺の耕作地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○鈴木隆委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番鈴木です。農地法第3条所有権移転 案件No.5について、ご説明いたします。去る8月8日午後6時30分ごろ〇〇〇さんに現地確認並びに聞き取り調査を行いたく電話をしたところ、本日は忙しく逢う時間はないと言われ、急遽電話での聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは、年齢が71歳、息子さんの〇〇〇さんが39歳という年齢と若いこともあり、経営移譲したいということでした。今回、経営移譲はしますが、今まで通り変わりなく、耕作管理をして行くということですので、本申請に伴う権利の取得については何ら問題なく、これからも適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.6について、ご報告いたします。去る8月19日午後5時半から現地の確認をいたしました。立ち会いは〇〇〇氏で譲渡人の〇〇〇氏は市外在住のため欠席ということで確認いたしました。〇〇〇氏は福島市在住で高齢でもあり、耕作管理出来ないため売買したいとするものです。〇〇〇氏と〇〇〇氏は親戚関係で、今後も適切

な管理がなされるならばという条件を付けて、無償譲渡を〇〇〇氏が申し出たという流れになっております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第116号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第116号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、8番 山口久人委員、所有権移転のNo.
1については、17番 庄司英喜委員より現地調査の結果並びに補足説明があ
りましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔権利設定のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第5条 権利設定の案件No. 1、使用貸借の現地調査の報告を申し上げます。去る8月8日午前9時15分ごろ、現地にて設定人 ○○○さん、被設定人は代理人で○○○市の○○○事務所の○○○さん両名の立ち会いのもと、事務局の小林次長、私で現地調査を行いました。設定人と被設定人は親子関係です。当該地は、第一種住居地域で附属資料のとおり、南側、東側は市道と側溝、西側に畑で農地がありますが、境界から1. 2メートル離れており、北側は擁壁で土砂等の流出の防止を図っております。公共下水道を利用し、雨水は側溝に流れるため周辺の農地には影響を及ぼさないと判断いたしました。

続きまして、農地法第5条 権利設定の案件No. 2 についてですが、これも先ほど農地法第3条の案件で説明申し上げます。利用権設定の案件です。こちらの使用料は、3条の利用権で定められているものですから、○○○が営農型太陽光発電事業を行うため、支柱部分とキュービクル部分これが23㎡あるんですが、この分に関しては使用貸借の契約により、金銭の授受は行っておらず、この農地の貸し借りは灌漑揚水管が埋設されておりますが、当然本管には付設しません、水の使用については○○○土地改良区も了解済で、第3条で申し上げたとおり、申請地の北側は道路で、また隣接所有者の同意を得ており、問題ないと判断いたしました。以上です。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。議案書の13ページの農地法第5条所有権移転案件No. 1 について、報告いたします。去る8月8日午前10時に譲渡人の○○○さん、それから譲受人の株式会社○○○の社員の○○○さん立ち会いのもと山口農業委員と私、それから事務局の小林次長と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。他の案件につきましては、3ヶ月位前になると思いますけども、隣の所に3区画ほどレディースしまという喜多方市内に土地を持ってい

る方がおりまして、その一番端の所に今回この〇〇〇さんという方の土地がありまして、事前に造成する時にうちの土地も買ってくれないかという〇〇〇さんからの依頼がありまして、そのために前に伴った案件についても今まで延ばして来たわけですが、それを12月いっぱいまでに造成をして4区画として販売をしたいということで、今回の申請がありました。特に住宅地の一画でありまして、用排水などについては特に問題はありませんので、今回については大丈夫だということで判断いたしましたので、報告をさせていただきます。以上であります。

なお、先ほどの山口委員が報告しました、農地法第5条 権利設定の案件No.1ですが、追加で報告をさせていただきますと、道路から1.2メートルの所に田んぼがあるとのことでしたが、付属資料の9ページ、10ページで9ページのところに、ちょうど申請地という四角で囲ったところがありますけども、今のところは地下水を汲み上げて青々と水田が広がっております。なぜこの様な所を売らないのかという思いになりますけども、その場合に〇〇〇さんという酒屋さんがありまして、その酒屋さんがいい空気といい水をもって仕事をしたいということで、ここは売らないという土地でありまして、なぜこんなところに土地がいっぱいあるのかと思いましたが、調べて見たらそういうことでしたので、補足して説明をさせていただきました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第117号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第117号について、原案のとおり可決すること

に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第118号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2について、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小林博行委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。現況確認証明申請について、ご説明いたします。案件No.1、No.2につきましては、隣地であります。よって、現況も同様でありますので、合わせて説明いたします。8月8日午後4時から現地において、現地確認調査を実施いたしました。出席者は、〇〇〇さんこの人は〇〇〇さんの代理人で委任状の提出があります。〇〇〇さん、私、推進委員の須田さん、事務局の高橋副主査の5名で行いました。申請地は、〇〇〇さんが3条で移転申請をしている農地と接続しておりまして、この場所は40年程前から山林化しておりまして、杉山となっております。畑地としての機能は失っていると見て来ました。隣地に〇〇〇さんの自宅がありまして、地目の変更の後、〇〇

○さんに売却する予定としております。○○○さんはその後なめこ栽培をする計画となっているとのことです。よって、現況を確認した結果、山林と見て来たしだいです。以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第118号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、菅井大輔委員

○菅井大輔委員

6番菅井です。現況確認証明の立ち会いは、3名と私は聞いていたんですが、2名でも大丈夫なのかどうか質問します。

○事務局

今ほどのような質問についてですが、3月までは要綱では農業委員さん、推進委員さん合わせて3名の人数で現地を確認するということでありました。随行として我々事務局は付いて行ったんですが、我々の人数は数えないで農業委員さん、推進委員さんで3名という数え方をしておりました。4月からの要綱の改正によりまして、農業委員さん、推進委員さん、随行する我々事務局も人数に入っているということになりまして、合わせて3名での現況確認とするということになりました。今回の塩川については、改正の狭間の中で農業委員さん、推進委員さん3名を頼んで、随行の高橋も一緒に行ったというのが事の顛末でございまして、多い目で確実に確認をしたということでございます。失礼しました、農業委員さん、推進委員さん2名と高橋の3名で行ったので、要綱にはまる人数で行ったということでございます。今後、現況確認についてはこのような事務局も1名に数えて、農業委員さん、推進委員さん2名をお願いして現況確認を行うような流れとなります。よろしくお願いいたします。

○議長

菅井委員、よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

そのほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第118号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号については、申請書のとおり許可することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第119号 農用地利用集積等促進計画（案）について」
を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）15件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第119号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第119号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第120号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第120号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第120号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよ

う農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第21回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 15 : 04